

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の
改正を求める意見書

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）は、平成24年10月1日の施行から9年が経過しようとしている。

同法の施行により、障害者虐待の防止に関する国民の理解は着実に進み、相談・通報件数は年々増加傾向にある。また同法は障害者虐待防止のさらなる推進のため、障害者福祉施設等に対して虐待防止委員会設置など「虐待防止等のための措置」を行うよう義務づけており、施行前と比べて虐待を未然に防ぐための体制の整備は格段に進められている。

しかし令和2年には、兵庫県神戸市において精神科病院での卑劣な虐待事件が発覚するなど、看過することができない痛ましい障害者虐待事件がいまだに発生している。このような虐待事件を未然に防止するためには、虐待発見者の市町村等行政機関への通報義務を医療機関におけるものも適用対象とし、また通報者に対する法的保護を定める必要がある。

よって、本市議会は国に対し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律を改正し、虐待発見時の市町村等行政機関への通報義務対象として、医療機関における障害者虐待を加えるとともに、通報者に対する法的保護を定めるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣 あて
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長